

南九州市文化財保存活用地域計画

令和5年7月
南九州市

目 次

第1章 計画作成	1
1-1. 計画作成の背景と目的	1
1-2. 計画の位置付け	2
1-3. 関連計画	3
1-4. 計画期間	10
1-5. 計画の対象	10
1-6. 用語の定義	11
1-7. 計画作成の体制と経過	12
第2章 南九州市の概要	17
2-1. 自然的・地理的環境	17
2-2. 社会的環境	23
2-3. 歴史的環境	33
2-4. 指定等文化財	44
2-5. 未指定文化財	52
第3章 地域資源の把握調査	53
3-1. 既存の地域資源の把握調査の概要	53
3-2. 地域資源の把握調査の現状と課題	63
第4章 南九州市の歴史文化の特徴	65
4-1. 南九州市の歴史文化の特徴	65
4-2. 島津氏とその家臣団に関する歴史文化	66
4-3. 薩南の信仰に関する歴史文化	67
4-4. 東アジアと日本の中継点としての歴史文化	68
4-5. 南九州の戦争遺跡に関する歴史文化	69
4-6. 南薩の生業に関する歴史文化	70
第5章 地域資源の保存・活用の基本方針	73
5-1. 地域資源の保存・活用に関する現状と課題	73
5-2. 地域資源の保存・活用の基本方針	79

第6章 地域資源の保存・保全・活用に関する措置	81
6-1. 措置（アクションプラン）策定の基本方針	81
6-2. アクションプラン	82
6-3. 本市文化財の保存・活用における課題・方針・措置（施策）	96
第7章 関連文化財群に関する事項	98
7-1. 関連文化財群とは	98
7-2. 関連文化財群の考え方	98
7-3. 南九州市の関連文化財群一覧	99
7-4. 関連文化財群ごとのアクションプラン	120
第8章 歴史文化保存活用区域に関する事項	128
8-1. 区域設定の方針及び考え方	128
8-2. 文化財保存活用区域の範囲	129
8-3. 歴史文化保存活用区域に関する基本的な保存活用の課題と方針	136
8-4. 各歴史文化保存活用区域に関する基本的な保存活用の方針	136
8-5. 重点区域「知覧郡地区に関する区域」に関するアクションプラン	138
8-6. 重点区域内にある指定等文化財の個別の方針	138
第9章 地域資源の保存・活用を推進するための体制整備の方針	142
9-1. 地域計画を運営していく組織体制について	142
9-2. 来訪者との協働による「地域運営」の形	144
9-3. 地域住民・行政・民間団体の連携構築	145
附編 資料編	146
10-1. アンケート・ワークショップ成果の分析	146
10-2. 市指定文化財一覧	181

全体テーマ 「交錯する文化の波」

平成5（1993）年に知覧町立博物館として開館したミュージアム知覧は、「交錯する文化の波」をテーマとしています。民俗学・考古学・歴史学の様々な視点から、古代より現代まで様々な要因で形成された独自の文化は、現在の南九州市においても各地で見ることができます。

本計画を作成するにあたり、南九州市の歴史文化の特徴を端的に表している事、計画作成後も様々な人と物が交流する場になる事を願って計画のメインテーマとしました。

第1章 計画作成

1-1. 計画作成の背景と目的

南九州市（旧揖宿郡^{いぶすきぐんえいちよう}顚娃町・旧川辺郡^{かわなべぐんちらんちよう}知覧町・同川辺町^{かわなべちよう}）は、古代より国内外の交易拠点として人と物が行き交い独特の歴史文化が育まれてきました。

合併以前より現在までの各3地域における文化財の保存・活用の状況は下記のとおりです。

顚娃地域は、3地域の中で指定等文化財の件数は最も少ないものの、この地を治めていた顚娃氏に関する室町時代の文化財が比較的多く残っているという特徴があります。合併以前には「顚娃城跡」（県指定史跡）の発掘調査と成果に関するシンポジウム、子ども会等の文化財巡り等を実施していました。また、町立顚娃歴史民俗資料館では麓郷土や海運商人の家に伝わった近世の品々、農具や鉱山に関する民具を展示していますが、現在は休館となっています。

市町村合併前後から、地域住民やNPO法人が主体となって「番所鼻の溶結凝灰岩の環状プール」（県指定名勝・天然記念物）や、「釜蓋神社」等、自然に恵まれた海岸線に点在する自然地形や名勝を組み合わせた観光ルートを確認するとともに、近世の浦町にルーツを持つ「石垣集落^{いしがきしゅうらく}」を中心に、往時をしのばせる商店街の空き家再生等に取り組んでいます。

知覧地域は、特に昭和50年代（1975～1984）から通称「知覧武家屋敷」と呼ばれている「南九州市知覧重要伝統的建造物群保存地区」（国選定重伝建）と、陸軍特別攻撃隊隊員の遺品・遺書及び知覧飛行場関連資料を展示した「知覧特攻平和会館」が所在する平和公園の整備を進め、多くの観光客が訪れる県内有数の観光地となりました。また平成5（1993）年に国の史跡に指定された「知覧城跡」も、伝建地区とともに薩摩の武家文化を伝える史跡として、また九州南部の代表的な山城として知名度が高く、近年は「続日本百名城」に認定されています。「知覧城跡」と「知覧武家屋敷」を中心に、戦国時代から江戸時代にかけての武家文化を伝える文化財が数多く残っています。また、近年注目されている戦争史跡についても早い段階から保存・活用に努めてきたという特徴があります。

1990年代前半には、知覧町立博物館ミュージアム知覧（平成5<1993>年開館）を中核として、町内各地にマザーパーク・ポケットパークを整備、統一したデザインのサイン等を設置した「フィールドミュージアム事業」を実施、地域の歴史・文化を前面に押し出した観光ルートを設定し活用してきました。現在は、「南九州市知覧重要伝統的建造物群保存地区」を中心に、武家屋敷庭園保存会、南九州市観光協会等が新たなイベント創出を担っています。

川辺地域では、地域のシンボルである「清水磨崖仏^{きよみずまがいはつ}」（県指定史跡）を中心に、平安時代から鎌倉時代にかけての史跡が数多く残っています。合併以前は市内の指定等文化財・未指定文化財を見学する文化財巡りバスツアーを実施していました。また、無形の民俗文化財が比較的多く伝承されているのも特徴の一つです。さらに、川辺町史談会による市内の未指定文化財調査も行われています。

近世・近代から続く「川辺二日市^{ふつかいち}」「川辺祇園祭^{ぎおんまつり}」に加え、昭和末期からまちおこしイベントとして始まった「かわなべ磨崖仏まつり^{まがいはつ}」の3つの行事を時代に合わせて柔軟に変化させながら継続しています。また、廃校の校舎を利用した交流施設「RIVERBANK^{リバーバンク}」（旧長谷



小学校)・「た の か み STATION」(旧川辺中学校校舎)で交流人口の増加を生む等、それぞれの地域が住民主体の動きによって観光地としてのブラッシュアップを図っています。

しかし、他の多くの地方自治体同様、本市でも人口減少・少子高齢化による過疎化が進行しており、イベントや伝統行事の担い手不足が顕著となってきています。また、近年の新型コロナウイルス感染症のまん延による観光客の減少、基幹作物である茶の価格の低迷、サツマイモの^{もとぐされびょう}基腐病による収量減等、地域社会へダメージを与える新たな問題も出てきています。

このような社会情勢下、地域住民による屋外の指定等文化財の維持管理や、無形の民俗文化財の伝承が難しくなりつつあり、この状況が進行すれば文化財の滅失に直結する恐れがあります。

一方で、これまで保存及び活用の対象としてきた指定等文化財以外にも、住民を対象に実施したアンケート結果により、「お宝」として認識されている地域資源が数多くあります。これらを有機的につなげ、「保存」「保全」だけでなく、新たな観光ルートの開拓、地域産業の特産品につなげる等の「活用」を、官民ともに担っていかなければなりません。

以上の事から、先行研究や令和3(2021)年度に実施した市民向けアンケート結果等をもとに、南九州市に所在する指定等文化財を含む地域資源の保存・活用に関する計画を定めることで、住民と来訪者の「交流」を軸に文化観光を推進し、地域資源の保存・保全と活用を図る事を目的とし、今後の一貫した保存・活用の方針と事業計画を関係者で共有することとしました。

平成30(2018)年6月に、文化財保護法が改正され、未指定のものを含めた文化財をまちづくりに活かしながら地域住民とともにその継承を図るため、市域における歴史文化の保存・活用の促進を図る事を趣旨とする「文化財保存活用地域計画」が法定化されました。本計画は、文化財保護法第183条の3第1項に基づき作成するものです。

文化財保護法第183条の3第1項(文化財保存活用地域計画の認定)

市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請する事ができる。

1-2. 計画の位置付け

南九州市文化財保存活用地域計画の作成は、「文化財保護法」を根拠法とします。鹿児島県の定めた「鹿児島県文化財保存活用大綱」等を踏まえた上で、南九州市の市政運営の最上位計画である「第2次総合計画」(平成30<2018>年3月策定 対象期間平成30<2018>~令和9<2027>年)、教育部門の関連計画である「教育振興基本計画」をはじめとした各計画等との調整や連携を図りながら作成しました。



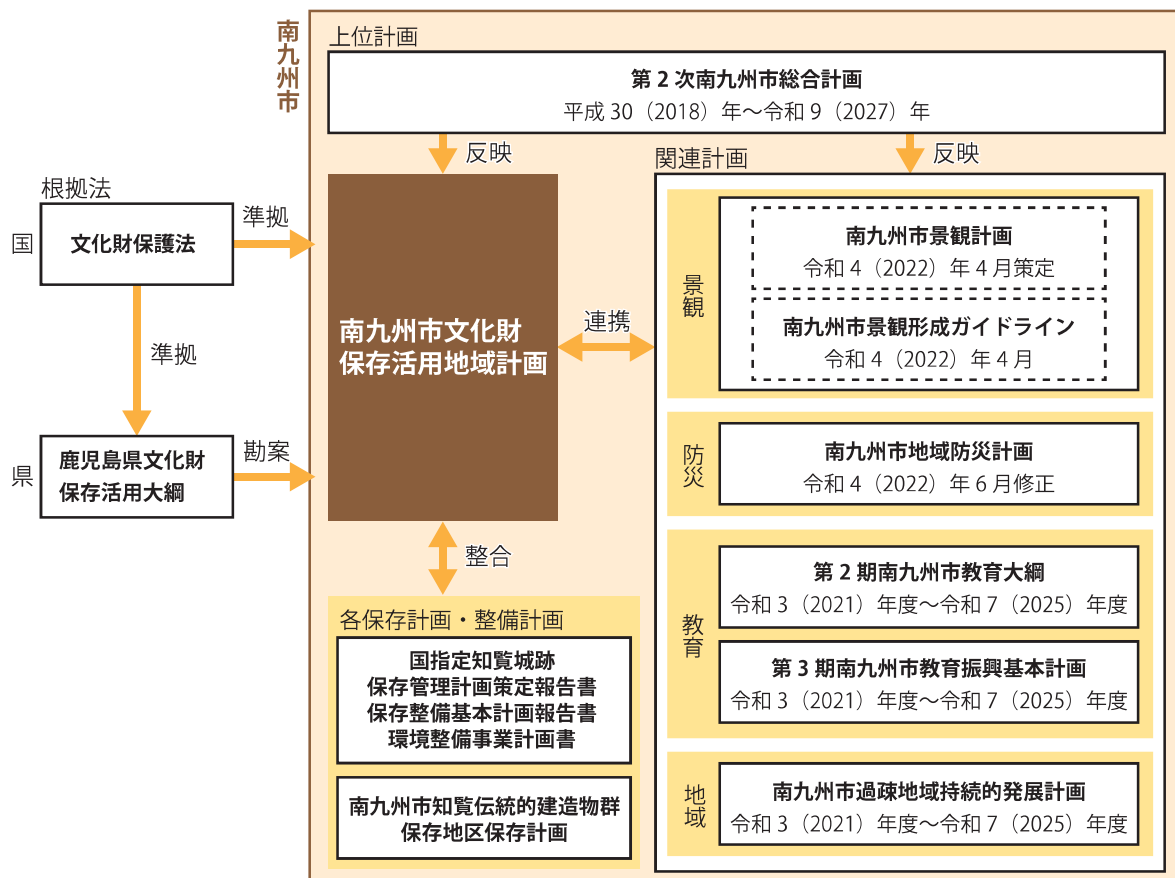


図1-1 計画の位置づけ

1-3. 関連計画

1-3-1. 鹿児島県文化財保存活用大綱

鹿児島県文化財保存活用大綱は、鹿児島県内における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策を定めたものです。

文化財保護法第183条の2第1項に基づいて、鹿児島県内の文化財の保存と活用の基本的な方向性等を定め、これらを明確にする事で鹿児島県内の文化財の適切な保存と活用を促進する事を目的として策定しました。

本大綱は、県内の市町村が地域計画を作成する際の指針、保存・活用において鹿児島県が講じるべき措置、市町村への支援の方針等を明記しており、地域計画の作成にあたっては本大綱を勘案して作成するものとされています。

本大綱では、南九州市・枕崎市・指宿市・南さつま市の4市が南薩地域として整理されています。南九州市は、豊かな自然環境の残る土地である事、学史的に重要な遺跡が残る事、地域の歴史を示す文化財が豊富である事、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された「南九州市知覧伝統的建造物群保存地区」がある事、文化財が世界平和の尊さを伝える土地である事、230余年も続く伝統芸能や伝統行事が残る土地である事等が評価されています。



1-3-2. 第2次南九州市総合計画

第2次南九州市総合計画は、南九州市における行政運営の最上位計画にあたります。南九州市の将来のあるべき姿を描き、その実現のために市民・地域・行政が力をあわせ、新たな時代のまちづくりを進めるための計画です。南九州市の行政が各分野で作成しているすべての計画の基本となっています。

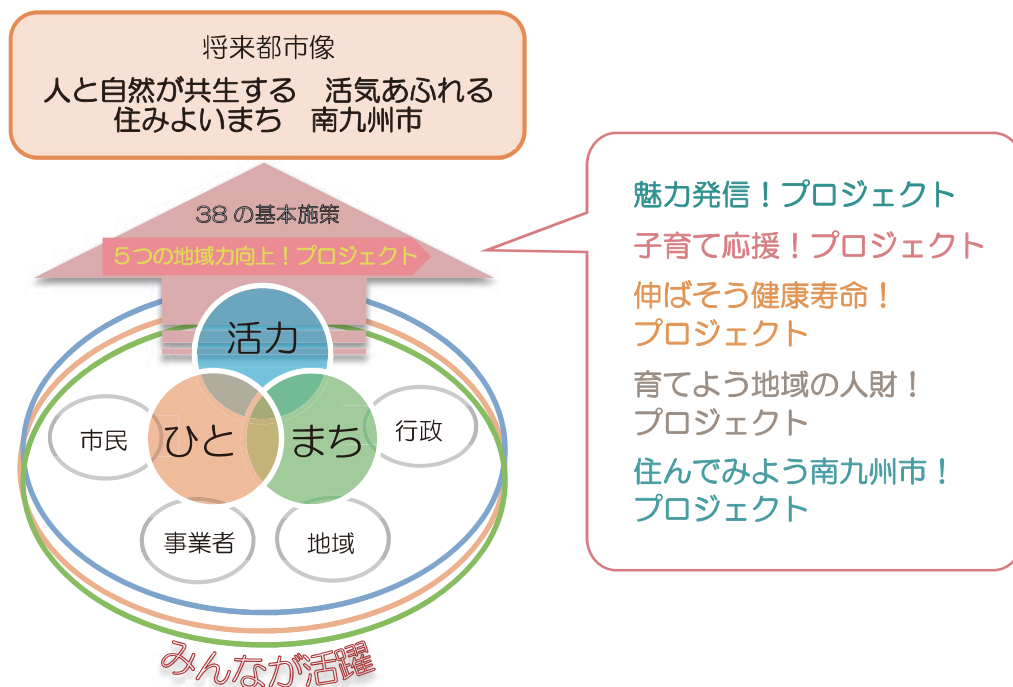


図1-2 第2次総合計画概要図

本計画の視点として、「市民との協働を目指した計画づくり」「地域資源を有効活用した計画づくり」等を重視しています。これは文化庁の掲げる文化財保存活用地域計画の理念と一致するものです。

本計画の「教育文化」分野の目標は、「心の豊かさと創造力を育む 教育・文化のまちづくり」であり、そのうち教育政策の基本目標に向けた6つの方向性として、①学校教育の充実、②社会教育の充実、③生涯学習の推進、④生涯体育の推進、⑤地域文化の振興、⑥高等学校の活性化支援を掲げています。

本地域計画は、これらの方針を具体的に進めていくためのマスタープランであり、アクションプランでもあります。

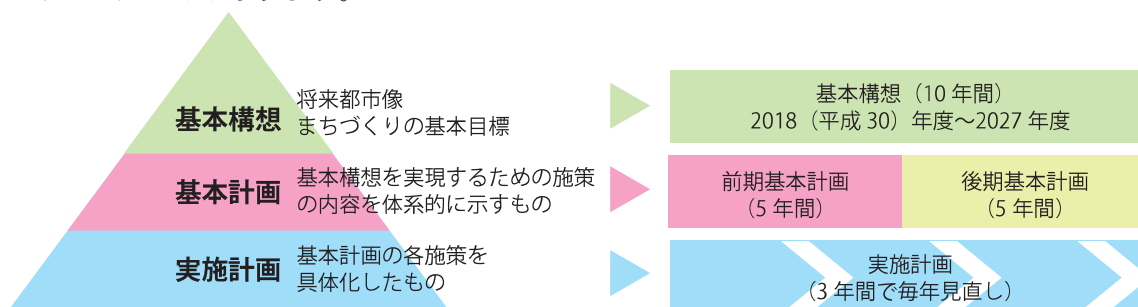


図1-3 第2次総合計画の構造



1-3-3. 南九州市景観計画

南九州市景観計画は、「景観法」（平成16年法律第110号）に基づき策定するもので、南九州市の自然景観・歴史景観等、地域固有の特性の現状を踏まえ、地域の活性化・魅力向上へと繋がる良好な景観の形成と保全を目的とします。

南九州市には、重要伝統的建造物群保存地区である知覧武家屋敷庭園群の歴史的街なみや清水磨崖仏群等、貴重な歴史的文化遺産があります。その他、開聞岳を眺望できる番所鼻自然公園・瀬平公園等の海岸線をはじめ、茶生産量日本一を誇る広大な茶畑や万之瀬川沿いに広がる田園風景、また大野岳や知覧武家屋敷庭園群の借景となっている母ヶ岳等、地域固有の多彩で美しい眺望景観があります。このような景観は、南九州市にとっての重要な景観資源であるとともに、貴重な観光・文化資源であることから、南九州市の今後の景観づくりに向けての方針や行為の制限に関する事項を定めています。

本景観計画では、4つの視点に基づき、次のような施策に取り組む事を掲げています。

表1-1 景観計画・景観条例等により取り組む施策

景観計画策定に向けての主な視点		施策
大項目	小項目	
(1)美しい眺望景観の保全と活用	眺望景観を守る	●工作物の規制・誘導 ●景観阻害要因の除去・改善 ●屋外広告物の規制・誘導 ●電柱・電線の移設 ●新たな視点場の発掘・活用
(2)地域の歴史的まちなみの保全と継承	歴史的景観資源を守る	●借景となる山並みの保全 ●建築物・工作物の規制・誘導 ●屋外広告物の規制・誘導 ●景観形成重点地区の指定 ●空き家・空き地の対策強化
(3)市民・事業者・行政との協働による景観づくり	市民・事業者・行政が一体となって守り、育て、活用する景観づくり	●地域での景観資源の発掘 ●地域景観づくり活動への支援 ●民間開発事業の環境影響評価・規制・誘導 ●景観推進事業等への支援
(4)新たな景観資源の発掘と南九州市の景観の情報発信	観光振興と地域活性化につながる情報の発信	●観光地・観光ルート周辺の景観づくり ●SNS等による情報発信 ●講演会やパンフレット配布等による啓発

1-3-4. 南九州市景観形成ガイドライン

南九州市景観形成ガイドラインは、前項の「南九州市景観計画」の景観形成基準の項目を中心に、より魅力ある景観形成を図るための指針として作成しました。建築物や工作物等を計画・設計するにあたって参考にするガイドラインです。



1-3-5. 南九州市防災計画

南九州市防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な連携をもって、南九州市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施する事により、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する事を目的とするものです。

本防災計画では、「災害応急対策事前措置体制の整備」の中で「文化財や文教施設に関する事前措置」を掲げ、「文化財に関する事前措置」を定めています。

1 文化財に関する事前措置

（1）文化財管理者に対する防災指導

- ア 防火管理の体制を整備する
- イ 環境の整理、整頓を図る
- ウ 火器の使用を制限する
- エ 火災危険の早期発見と改善
- オ 火災の警戒を厳重にする
- カ 火災の起こりやすい箇所に注意する
- キ 消防計画を作成するとともに、訓練を実施する

（2）消火施設の整備

（3）文化財防火デーの計画

2 文教施設に関する事前措置

ミュージアム知覧、平和会館、水土利館の所有者又は管理者は、定期的に防火訓練等を実施するものとする。

また、災害応急対策においては、文化財は文化財課の所管として、「文化財の被害の調査及び対策に関する事」を所掌事務とします。

1-3-6. 第2期南九州市教育大綱

第2期南九州市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、南九州市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めたものです。市長と教育委員会で構成する総合教育会議での協議を経て市長が策定するもので、市の教育行政の根本となる指針を示します。

本大綱は、第2次市総合計画の前期基本計画（平成30<2018>～令和4<2022>年度）に掲げた「教育文化に関するまちづくり」の基本施策と、施策の展開の一部を教育大綱として定めたものです。第2次南九州市総合計画を踏襲し、「人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州」、教育文化分野の政策として「心の豊かさと創造力を育む教育・文化のまちづくり」を目指す事を掲げました。

その一環として、南九州市の持つ豊かな自然・文化・歴史・農林水産物等の学習資源を活かし、幼児から高齢者まで対応した生涯学習機会を充実させる事、それを支える指導者やボランティア団体との連携を図り、誰でも身近に生涯学習へ参加できる体制の構築に努める事を定めています。

また、長い歴史に育まれてきた文化財や、伝統行事等の保存・継承・調査・活用に努め



るとともに、多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の充実を図る事も決めました。

1-3-7. 第3期南九州市教育振興基本計画

第3期南九州市教育振興基本計画は、前述の第2期南九州市教育大綱の実現に向け、施策を具体化したものとなっています。本計画では、「具体的取り組み」とともに、年度毎の「目標指数」を定めています。

この中に、文化財や文化活動に関係する施策として、「地域文化の振興」があります。

また、本計画の中で、文化財をまちづくりや観光資源に活かしつつ、地域総がかりでその継承に取り組んでいく事が重要であるとして、文化財に関する総合計画である文化財保存活用地域計画を策定する事を決めました。

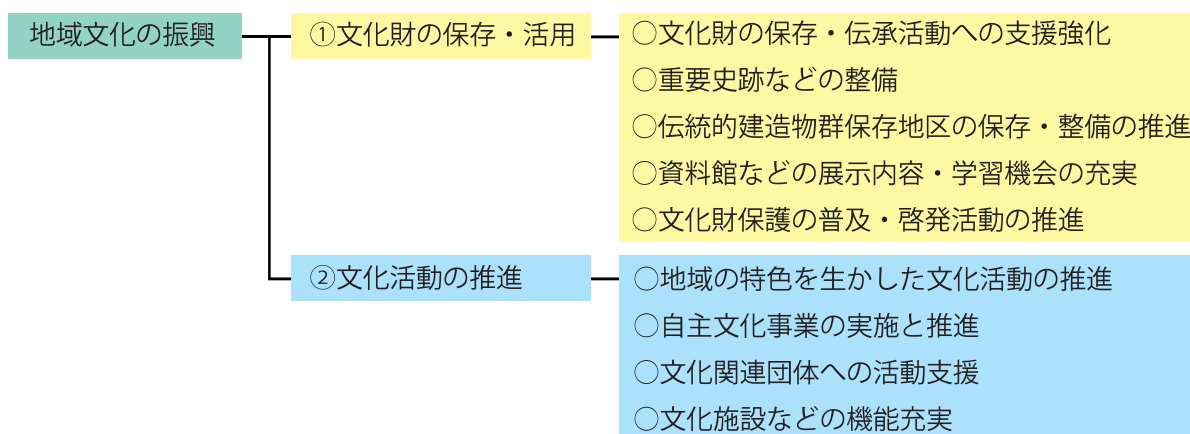


図1-4 施策体系図

1-3-8. 南九州市過疎地域持続的発展計画

南九州市を含む過疎地域については、これまで4次にわたる特別措置法が制定され、各種の対策が講じられてきました。従来「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3（2021）年3月末で期限を迎え、同年4月に「過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法」が施行されました。

南九州市では、過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域に該当するため、同法第8条の規定により「南九州市過疎地域持続的発展計画」を策定しました。

本計画で掲げた地域計画に関係する具体的な施策としては、以下のものがあります。

地場産業

- ①茶業振興会活動の強化及び茶工場などの実践的生産組織の育成と活動強化を図る。
- ②「知覧茶」ブランド力の強化を図るとともに、新たな消費者層の開拓と販売チャネルの拡大など茶流通の高度化を推進する。
- ③催事やアンテナショップ販売などを積極的に推進し、地域特産品などの販売に努める。
- ④伝統的工芸品である川辺仏壇産業をサポートするとともに、新たな販路開拓や他産業との連携を推進する。



観光及びレクリエーション

- ①観光資源の柱である知覧武家屋敷群と知覧特攻平和会館のさらなる誘客を推進するとともに、市内の新たな観光資源を掘り起こし、ネットワーク化を推進する。また、広域的に他の観光拠点との連携を密にする。
- ②体験型観光や農山漁村宿泊体験に関する環境を整備するとともに、宿泊施設の整備、誘致をサポートし、多様化するこれからの観光に対応する。
- ③新たなお土産品や食品を開発するなど、地域の基幹産業である農業と観光の経済的なつながりを推進する。
- ④イベントや広告での情報発信による誘客推進やボランティア育成、市民のホスピタリティー醸成などを推進する。
- ⑤市民の一体感を醸成するため、市民が参加し交流が深まるイベント・祭り、生涯学習、ボランティア活動、スポーツ活動などをおとした市民同士の交流や団体間の交流機会の充実を図る。

地域文化の振興など

- ①市内の文化財を次代へ引継ぎ、特色ある豊かな文化の創造に役立てるために、歴史的文化遺産や伝統文化の調査、記録、指定などを適切に行いながらその保存活用を図る。
- ②ミュージアム知覧をはじめとする文化財施設の適切な管理運営に努めるとともに、文化財の展示や情報発信などをおして、文化財に親しむ機会の拡充や文化財保護の普及・啓発活動を推進する。
- ③多様な文化芸術に触れる機会の提供や参加体験できる文化活動の推進を図る。
- ④知覧特攻平和会館を核として、平和やいのちの尊さを語り継ぎながら平和情報を発信し続け、世界の恒久平和へ寄与する。

美しい景観の整備

- ①眺望景観や田園景観、歴史景観などを保全・活用し、観光振興と地域活性化を促進する景観を創造する。また、市民のまちづくりやボランティア活動と連携し、豊かな自然や田園、貴重な歴史、文化資源を活用し、景観に配慮した事業の推進、景観のルールづくり、啓発・誘導の推進を図り、市民・事業者・行政が一体となって、守り、育て、活用する景観形成を推進する。
- ②景観に配慮した市街地の形成や、街路樹木の適正管理を行い、周辺環境と調和した歴史的町並みの保全や、新たな景観資源を発掘し、さらに地域の魅力を引き出す景観形成を推進し、景観形成を重点的に進める景観形成重点地区の指定、景観重要路線・河川などの整備に努める。

1-3-8. SDGs

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標、以下 SDGs）」です。これは、国連加盟 193 か国が平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの 15 年間で達成するために掲げた目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。平成 28 年 10 月、



ユネスコ事務局でも SDGs の実現に取り組む方針が示されました。

以下の5つの目標は、特に南九州市の文化財保護や地域資源と密接に関係する目標です。地域資源やこれを取り巻く自然環境の将来像を考えると、私たち一人一人が考えるべき行動目標だといえます。

本市の第2次南九州市総合計画では、各課の実施事業の目標に、SDG's のいずれの目標に該当するかを明記しています。



図1-5 SustainableDevelopmentGoals（持続可能な開発目標、以下 SDGs）
（外務省「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取り組み」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf> より引用)

目標4 教育

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
→関連する地域資源の保存・活用：地域資源の学校教育・生涯学習への活用等

目標8 経済成長と雇用

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を推進する
→関連する地域資源の保存・活用：伝統工芸の振興、地域資源の文化観光への活用、雇用の創出等

目標9 インフラ、産業化、イノベーション

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
→関連する地域資源の保存・活用：史跡や文化施設の整備、建造物・史跡等の災害対策、文化財の修理・復旧等

目標11 持続可能な都市

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
→関連する地域資源の保存・活用：地域資源の継承とまちづくりへの活用等

目標16 平和

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築す



る

→関連する地域資源の保存・活用：「平和を語り継ぐ都市」の実践、知覧特攻平和会館
収蔵資料の活用等

1-4. 計画期間

地域計画は、南九州市の地域資源の保存・保全や活用に関するマスタープランでありアクションプランです。一貫した文化財行政を進める上で指針となるものですが、今後の社会変化の状況を鑑み、10か年（令和5<2023>～令和14<2032>年）の方向性を定めるものとします。

なお、南九州市では地区公民館（20館）を核としたコミュニティプラットフォーム事業を順次展開しており、指定等文化財をはじめとした地域資源の保存・活用を目的とした事業が創出・展開される事や、新たに価値を見出された地域資源の保存・保全・活用等に関する事業が計画される事が想定されます。地域計画は作成後5年目に見直しを行い、地域計画の方針と合致するものは文化庁及び鹿児島県教育委員会と協議のうえで追加するものとします。軽微な変更は、文部科学省令第5号の第55条に規定された「計画期間の変更」「市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」「前2号に掲げるものの他文化財保存活用地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」を除くものです。

年度	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	2031 令和13	2032 令和14	2033 令和15	
南九州市 総合計画	第2次南九州市総合計画(10ヶ年) 2018年度～2027年度						見直し	第3次南九州市総合計画(10ヶ年) 2028年度～2037年度					
	前期	後期基本計画(5ヶ年) 2023年度～2027年度						前期基本計画(5ヶ年) 2028年度～2032年度				後期	
	南九州市 文化財保 存活用地 域計画	作成 作業	状況に応じて順次見直し										見直し
	第1次南九州市文化財保存活用地域計画(10ヶ年) 2023年～2032年											第2次	

図1-6 計画期間

1-5. 計画の対象

文化財保護法及び南九州市文化財保護条例による保護の対象となる文化財等は、文化財保護法に規定されている「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」「埋蔵文化財」「選定保存技術」です。

本市には、社寺の建物や石造物等の有形文化財、工芸技術等の無形文化財、祭礼や民俗芸能、民具等の民俗文化財、遺跡や、名勝地ならびに動物・植物・地質鉱物の記念物、麓等の伝統的建造物群、景観や農林業の風景等の文化的景観、その他方言等、歴史的、文化的、自然的遺産が、日々の生活の中で受け継がれています。

そして、これらの歴史的・文化的・自然的遺産とその周辺環境によって構成される総体が本市の歴史文化を物語るものとなっています。



令和3（2021）年度に「地域資源」を把握するために実施した児童生徒・一般向けアンケート「あなたのお宝おしえてください」には、「次世代へ守り伝えたいもの」「市外の人に知ってもらいたいもの」として、国県市指定等文化財以外にも、人々の歴史や文化の理解に欠かせない有形・無形の「宝物」が数多く寄せられました。これらを「地域資源」として位置付け、国県市指定等文化財と同様に維持継承を図っていきます。本計画では、指定等文化財を対象とするとともに、本市の歴史文化を物語る「南九州市地域資源」（以下、「地域資源」）を対象とします。

1-6. 用語の定義

計画の対象を踏まえ、本計画で用いる用語の定義を次のように定めます。

1-6-1. 歴史文化

国は、『地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画－歴史文化で魅力ある地域へー』において、「歴史文化」を「地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果、及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテキスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。」と定義しました。

本計画においても、「歴史文化」を国の定義と同様に捉えます。

1-6-2. 指定等文化財・未指定文化財

文化財保護法では、「文化財」を「わが国や地域の歴史、文化等の正しい理解のため欠く事のできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」と定義しています。文化財は、文化財保護法第2条の定義に基づき、「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6つの類型に分類されます。この他に、土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を「文化財の保存技術」と呼び、保護の対象となっています。

なお、法や条例に基づき指定・登録等の措置がとられている文化財は、「指定等文化財」と呼称します。上記の6類型に当てはまるものの、指定等の保護措置を受けていないものについては「未指定文化財」と呼称します。

1-6-3. 地域資源

本計画では、指定等文化財・未指定文化財に加え、学術的な価値を示す事は難しいが、南九州市の「歴史文化」に関する重要な資源（地域に伝わる伝承や特産品、好ましいと思う風景、音等）を含め「地域資源」として、「指定等文化財」「未指定文化財」より幅広い概念として用います（図1-7）。また、後述する市民アンケート

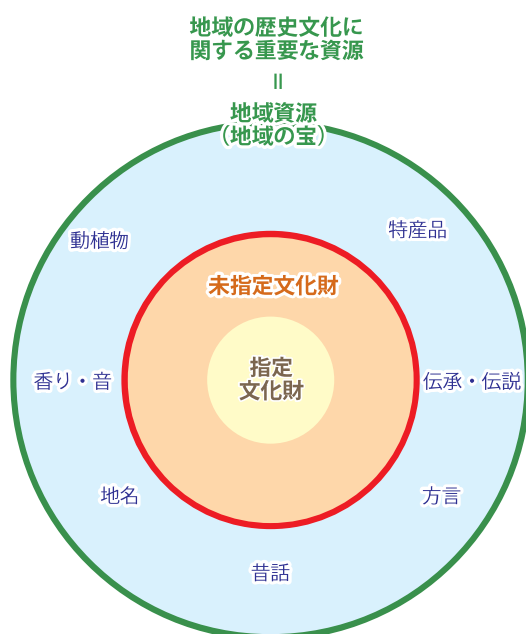


図1-7 地域資源 概念図



ト等で使用した、「地域の宝」という用語も「地域資源」と同義とします。

1-7. 計画作成の体制と経過

本計画の作成にあたっては、令和2（2020）年度に、学識経験者、地域団体代表、文化財所有・管理・伝承団体の代表、及び県教育委員会職員で構成する「南九州市文化財保存活用地域計画協議会」（定員18名、会長森田隆志）を設置しました。本協議会では、新型コロナウイルス感染症のまん延により、書面評決や遠隔会議等も取り入れつつ、それぞれの立場から計画に対する意見を求めました。

あわせて、南九州市役所・南九州市教育委員会の関係部署職員や、過去に文化財課に在籍した学芸員資格を有する職員等で構成する「南九州市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会」を設置し、南九州市総合計画等、既存の計画とのすり合わせ、連携等について協議を行いました。

令和3（2021）年度の7月から12月にかけて、市民を対象とした2種のアンケートを実施し、市内の地域資源に関する情報収集、及び文化財・文化振興等に関する意識調査を行うとともに、市内の地区公民館（全20館）を対象として説明会・ワークショップを企画しました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、20館中14館で実施しました。

令和3年度の南九州市議会文教厚生委員会の所管事務調査において、同年度までの計画作成のために実施した事業とその成果や、今後の予定等について報告を行いました。

パブリックコメントで寄せられた意見を基に修正した本計画書について、令和5（2023）年2月に教育総合会議で説明を行い、南九州市文化財保護審議会（会長厚村善人）へ意見聴取を行いました。

なお、令和3年度・4（2022）年度に、作成支援業務として、株式会社九州文化財研究所 鹿児島営業所へ会議及び説明会資料の作成、アンケート調査の実施・集計・分析、計画書の図版作成・文章作成・レイアウト等の支援業務を委託しました。



表1-2 南九州市文化財保存活用地域計画協議会日程

年度	日時	内容
令和2年度	令和2年10月29日	第1回南九州市文化財保存活用地域計画協議会
	令和3年2月17日	第1回南九州市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会
令和3年度	令和3年10月4日	第1回南九州市文化財保存活用地域計画協議会
	令和3年12月6日	第1回南九州市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会
	令和4年2月	第2回南九州市文化財保存活用地域計画協議会（書面評決）
	令和4年3月18日	第3回南九州市文化財保存活用地域計画協議会
		第2回南九州市文化財保存活用地域計画庁内検討委員会
令和4年度	令和5年2月21日	第1回南九州市文化財保存活用地域計画協議会
	令和5年3月10日	第2回南九州市文化財保存活用地域計画協議会

1-7-1. 協議会

■学識経験者

折田 悦郎
 鮫島 正道
 ジェフリー・アイリッシュ
 本田 道輝

九州大学名誉教授
 鹿児島大学農学部元客員教授
 鹿児島国際大学経済学部教授
 鹿児島考古学会前会長

■地域団体

福元 秀一
 塗木 博人
 金田 憲明
 岡野 公一
 竹元 彰喜
 加藤 潤
 葛岡 克紀
 川口 塔子

南九州市観光協会前事務局長
 南九州市商工会前事務局長（～令和4年3月）
 南九州市商工会事務局長（令和4年4月～）
 川辺町史談会会長
 知覧町史談会会長
 穎娃おこそ会
 穎娃おこそ会
 NPO いっしょき宮協前事務局長

■文化財所有者・管理者

赤崎 千春
 金田 憲治
 宮原 知見
 森 重忠
 森田 隆志

豊玉姫神社宮司
 飯倉神社宮司 飯倉神社御田植祭り保存会会長
 知覧水車からくり保存会会員
 知覧武家屋敷庭園保存会会長・知覧地区公民館館長
 上山田太鼓踊り保存会会長・大丸地区公民館前館長



■行政

眞邊 彩
下假屋 誠
坂中 裕一

鹿児島県教育庁文化財指定文化財係
南薩教育事務所（～令和3年3月）
南薩教育事務所（令和4年4月～）

■指導助言

文化庁
鹿児島県教育委員会文化財課

1-7-2. 南九州市文化財保護審議会委員

■学識経験者

松尾 千歳
井上 賢一
本田 道輝
鮫島 正道

尚古集成館館長
南さつま市役所・鹿児島民具学会会長
鹿児島考古学会前会長
鹿児島大学農学部元客員教授

■地域団体

厚村 善人
吉永 正博
児玉 龍郎
竹元 彰喜
諸留 正明
中村 和利
橘藺 正恵

知覧地区
川辺地区
川辺地区
知覧地区
額娃地区
額娃地区（～令和3年3月）
額娃地区（令和4年4月～）

1-7-3. 計画作成事務局

■南九州市文化財課

令和2年度

教育長
文化財課長
文化財係長
文化財係主任主査
主任主査
主査（再任用）
主事

有馬 勉
朝隈 克博
上野 浩人
上村 純一
新地 浩一郎
上田 耕
折田 裕斗

令和3年度

教育長
文化財課長
文化財係長
文化財係主任主査

有馬 勉
朝隈 克博
上村 純一
新地 浩一郎



主任主査	取違 さやか
主査（再任用）	和田 春則
主事	折田 裕斗

令和4年度

教育長	有馬 勉
文化財課長	塗木 光久
文化財係長	上村 純一
文化財係主任主査	新地 浩一郎
主任主査	取違 さやか
主査（再任用）	和田 春則
主任主事	折田 裕斗

1-7-4. 庁内検討会議

■市長部局

商工観光課観光交流係	大隣 裕行（～令和4年3月）
	有蘭 由香（令和4年4月～）
都市政策課都市計画係	東 博史
防災安全課交通防災係	村上 聖英
企画課まちづくり推進係	中木原 司（～令和3年3月）
まちづくり推進課共生・協働推進係	坂口 耕作（令和3年4月～）
まちづくり推進課公民館係	塗木 清久
知覧特攻平和会館	羽場 恵理子

■教育委員会部局

学校教育課学校教育係	坂元 重仁（～令和4年3月）
学校教育課学校教育係	山口 幸作（令和4年4月～）
社会教育課社会教育係	谷口 善郎
社会教育課文化振興係	田之上 真一

■特別枠 文化財課在職経験者等

まちづくり推進課共生・行動推進係	齋藤 博
社会教育課社会教育係	坂元 恒太
企画課情報政策係	大山 勇作

■事務局

文化財課長	朝隈 克博（～令和4年3月）
	塗木 光久（令和4年4月～）
文化財係長	上野 浩人（～令和2年3月）
	上村 純一（令和3年4月～）



1－7－4．作成支援業務委託

■株式会社 九州文化財研究所 鹿児島営業所

鹿児島営業所長 長野 眞一

調査研究室主任 井上 隆明

研究員 田口 芙季

